



発行 東京都

目次

告示

- 国土調査としての指定……………
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(環境局環境改善部化学物質対策課)……
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(同)……

公 告

告 示

- 特定非営利活動法人の認定……………
- ……(生活文化局都民生活部管理法人課)……
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)……
- 東京都告示第八百四十二号
- 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査(地籍調査)とし

て指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十五年六月五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 国土調査指定年月日 平成二十五年五月九日
- 二 調査を行う者の名称 大田区
- 三 調査地域 大田区中央一丁目の一部
- 四 調査期間 平成二十五年五月九日から同年十二月二十八日まで

●東京都告示第八百四十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月五日

東京都多摩建築指導事務所長

山 崎 弘 人

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二條第一項第五号の規定による道路	平成二十五年五月一日	小金井市本町三丁目二千五百八十三番二、同番三、同番五、同番七、二千五百八十四番七及び同番十の各一部	延長 一五・七〇 幅員 四・〇〇
----------------------	------------	---	------------------

同番十一、同番十二の一部

並びに同番十三

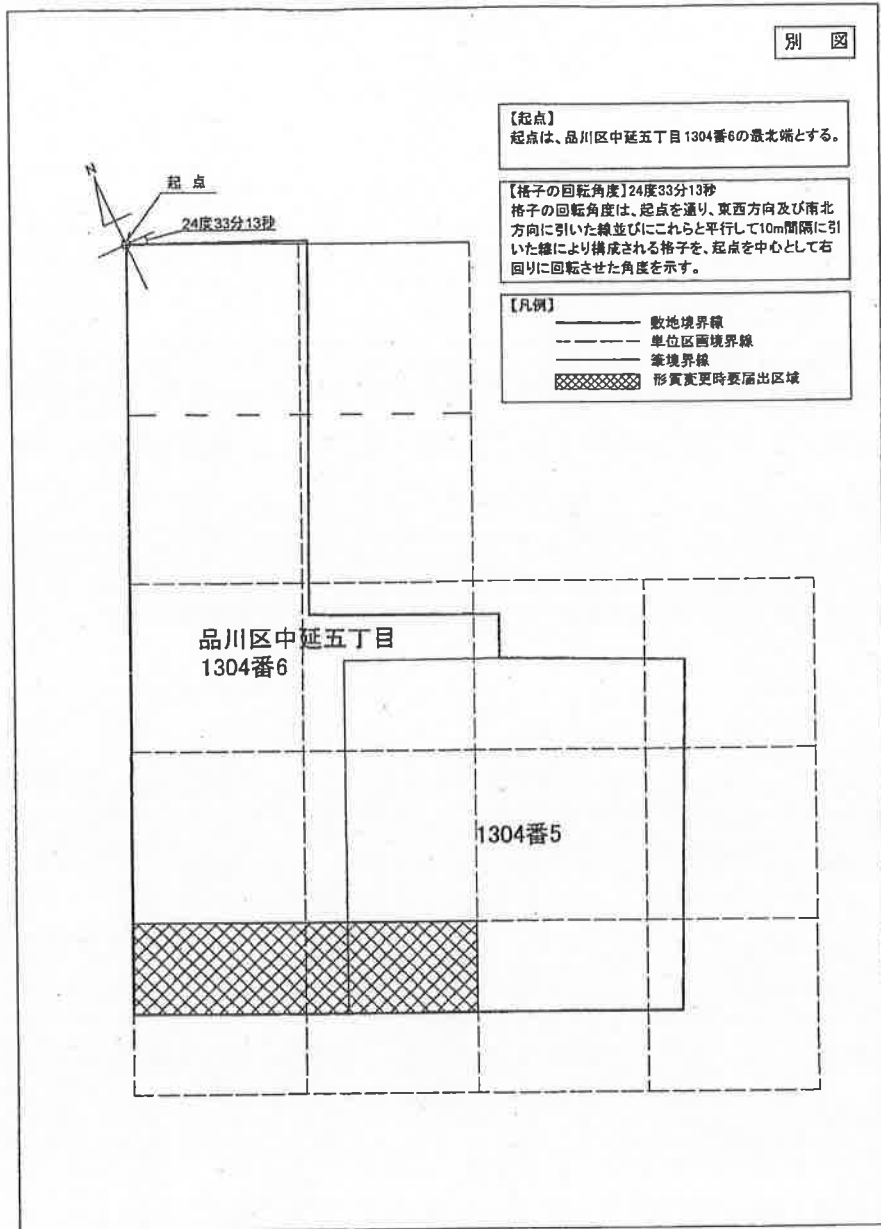
●東京都告示第八百四十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十三年東京都告示第六百八十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年六月五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区高輪三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第八百四十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更所要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年六月五日

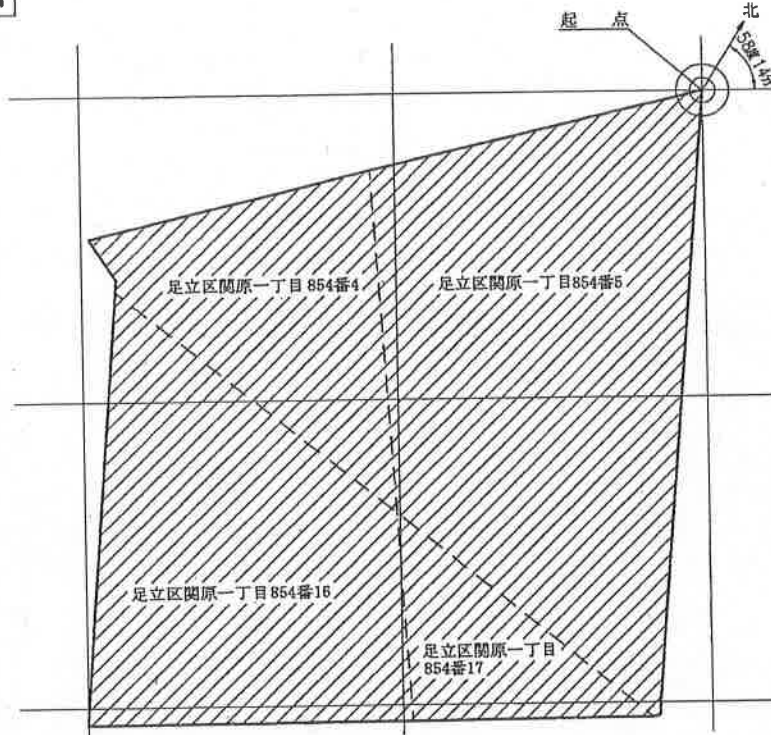
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更所要届出区域 別図のとおり（足立区関原一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【起 点】
 起点は、調査対象地（足立区関原一丁目854番5）の最北端とする。

【格子の回転角度】 58度14分
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】
 ———— 調査対象地
 ———— 単位区画
 - - - - 筆境界
 ▨ 形質変更時要届出区域

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年六月五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 名称

特定非営利活動法人日本胃がん予知・診断・治療研究機構

二 代表者の氏名

三木 一正

三木 一正

三 主たる事務所の所在地

東京都港区白金一丁目十七番二号 白金タワーテラス

棟六〇九号室

四 認定の有効期間

平成二十五年五月二十九日から平成三十年五月二十八

日まで

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十六條の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を

次のとおり指定した。

平成二十五年六月五日

東京都水道局長 増 子 敦